

平成 11 年度厚生科学研究費補助金 (障害保健福祉総合研究事業)

# 盲ろう者に対する障害者施策の あり方に関する研究

## 報 告 書

主任研究者

寺島 彰 (国立身体障害者リハビリテーションセンター)

分担研究者

植村 英晴 (日本社会事業大学)

福島 智 (金沢大学)

研究組織（○印班長）

法律・制度班

- 植村 英晴（日本社会事業大学）
- 村田 拓司（日本障害者リハビリテーション協会）

在宅調査班

- 福島 智（金沢大学）
- 矢田 礼人（東京盲ろう友の会）
- 照屋 荘仁（全国盲ろう者協会）

施設調査班

- 山内 保孝（国立身体障害者リハビリテーションセンター）
- 香川 眞（流通経済大学）
- 田中 のぞみ（（社）東京光の家新生園）
- 中島 八十一（国立身体障害者リハビリテーションセンター）
- 小林 章（国立身体障害者リハビリテーションセンター）
- 渡邊 雅浩（国立身体障害者リハビリテーションセンター）
- 伊藤 和幸（国立身体障害者リハビリテーションセンター）
- 千田 佳遠里（国立身体障害者リハビリテーションセンター）
- 高田 明子（国立身体障害者リハビリテーションセンター）

事例研究班

- 山縣 浩（宮城教育大学）
- 小熊 順子（国立身体障害者リハビリテーションセンター）
- 若林 耕司（国立身体障害者リハビリテーションセンター）
- 太田 早苗（国立身体障害者リハビリテーションセンター）
- 会田 孝行（国立身体障害者リハビリテーションセンター）

海外調査班

- 寺島 彰（国立身体障害者リハビリテーションセンター）
- 中澤 恵江（国立特殊教育総合研究所）
- Jacques SOURIAU（フランス）
- Marjanana Sousalmi（スウェーデン）
- 佐藤 文子（国立身体障害者リハビリテーションセンター）

## 目 次

第1章 わが国における盲ろう者に関する現行の法と制度 .....	1
1. 盲ろう者の法律上の定義	
2. 盲ろう者に関連する福祉施策	
3. 盲ろう者に関する社会福祉法人全国盲ろう者協会の事業	
4. 地域の盲ろう者施策と盲ろう者組織の活動(東京都の例)	
第2章 在宅盲ろう者のニーズに関する予備的調査 .....	2 3
1. 予備調査の目的	
2. 予備調査の概要	
3. 予備調査結果の概要	
4. 予備調査の考察	
5. まとめ	
第3章 施設利用の盲ろう者の実態 .....	3 3
1. 施設調査の概要	
2. 第一次施設調査	
3. 第二次施設調査	
第4章 盲ろう者の事例報告 .....	7 4
1. 施設入所者の事例	
2. 特徴のある施設入所者の事例	
3. 在宅重度盲ろう重複障害者の事例	
第5章 海外の盲ろう者の施策 .....	9 3
1. フランスの盲ろう者の施策	
2. 北欧の盲ろう者の施策	
まとめと今後の方針 .....	1 1 8

## 第1章 我が国における盲ろう者に関する現行の法と制度

### 目次

#### 第1節 盲ろう者の法律上の定義

1. 障害者基本法の定義
2. 身体障害者福祉法の定義
3. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の定義
4. その他

#### 第2節 盲ろう者に関連する福祉施策

1. 身体障害者手帳の交付
2. 在宅身体障害者のための施策
  - (1)「障害者の明るいくらし」促進事業
  - (2)「障害者生活訓練・コミュニケーション支援等事業」
3. 重度障害者等のための施策
  - (1)特別児童扶養手当等の支給に関する法律
  - (2)身体障害者ホームヘルプサービス事業
  - (3)補装具給付事業
  - (4)重度身体障害者日常生活用具給付等事業
  - (5)身体障害者短期入所事業(ショートステイ事業)

#### 第3節 盲ろう者に関する社会福祉法人全国盲ろう者協会の事業

1. 厚生省委託事業
2. 社会福祉・医療事業団助成事業

#### 第4節 地域の盲ろう者施策と盲ろう者組織の活動(東京都の例)

1. 地方公共団体の施策(東京都の場合)
2. 地域の盲ろう者福祉団体の活動(東京盲ろう者友の会の例)

## 第1章 我が国における盲ろう者に関する現行の法と制度

本章においては、盲ろう者に関する我が国の現行法と制度(施策)の概要を述べる。

### 第1節 盲ろう者の法律上の定義

我が国においては、視覚と聴覚の障害を併せ有する「盲ろう者」は、どのように定義されているか。盲ろう者が福祉サービスの提供を受けるためには、その障害が定義され、公的に認定される必要がある。

#### 1. 障害者基本法の定義

この法律は、「障害者のための施策に関し、基本的理念を定め」、その「施策の基本となる事項を定めること等により」、その「施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする」(第一条)。同法では、「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害…があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう」(第二条)と定義され、身体障害である視覚と聴覚に障害を併せ有する盲ろう者も含まれる。

#### 2. 身体障害者福祉法の定義

この法律は、「身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もつて身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする」(第一条)。同法では、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう」(第四条)と定義されている。従って、視・聴覚の重複障害を有する18歳以上の盲ろう者で、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者は、別表における視覚障害と聴覚障害とを併せ有する同法の「身体障害者」ということになる。

同法別表で視覚障害と聴覚障害は、それぞれ次のように定められている。

##### (1) 次に掲げる視覚障害で、永続するもの

- 1 両眼の視力(万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。)がそれぞれ0.1以下のもの
- 2 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの
- 3 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
- 4 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの

##### (2) 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの

- 1 両耳の聴カレベルがそれぞれ 70 デシベル以上のもの
- 2 一耳の聴カレベルが 90 デシベル以上、他耳の聴カレベルが 50 デシベル以上のもの
- 3 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの

この身体障害の障害程度には、1 から 6 級までの障害程度等級があり、身体障害者福祉法施行規則の別表五号に次のように定められている。

(1) 視覚障害

- 1 級： 両眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ)の和が 0.01 以下のもの
- 2 級： 1 両眼の視力の和が 0.02 以上 0.04 以下のもの  
2 両眼の視野がそれぞれ 10 度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が 95%以上のもの
- 3 級： 1 両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの  
2 両眼の視野がそれぞれ 10 度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が 90%以上のもの
- 4 級： 1 両眼の視力の和が 0.09 以上 0.12 以下のもの  
2 両眼の視野がそれぞれ 10 度以内のもの
- 5 級： 1 両眼の視力の和が 0.13 以上 0.2 以下のもの  
2 両眼による視野の 2 分の 1 以上欠けているもの
- 6 級： 一眼の視力が 0.02 以下、他眼の視力が 0.6 以下のもので、両眼の視力の和が 0.2 を超えるもの

(2) 聴覚障害

- 2 級：両耳の聴カレベルが 100 デシベル以上のもの(両耳全ろう)
- 3 級：両耳の聴カレベルが 90 デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)
- 4 級： 1 両耳の聴カレベルが 80 デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの)  
2 両耳による普通話声の裁量の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの
- 6 級： 1 両耳の聴カレベルが 70 デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの)  
2 一側耳の聴カレベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴カレベルが 50 デシベル以上のもの)

**3. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の定義**

この法律は、心身障害児等について特別児童扶養手当等を支給するとともに、

「精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする」（第一条）。

この法律で、「特別障害者」とは、二十歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者〔第二条三項〕と規定され、特別障害者手当が支給されている。同法施行令では、同法二条三項に規定する政令で定める程度の著しく重度の障害の状態を、次のように定める（第一条二項）。

- 「一 …身体機能の障害等…が別表第二各号の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一に該当するもの  
二 前号に定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する場合（別表第二各号の一に該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であつて、これにより日常生活において必要とされる介護の程度が前号に定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの  
三 身体機能の障害等が別表第一各号（第十号を除く。）の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等が前号と同程度以上と認められる程度のもの」

#### (1) 別表第一（第一条関係）

- 1 両眼の視力の和が0.02以下のもの
- 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの

#### (2) 別表第二

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 2 両耳の聴カレベルが100デシベル以上のもの

### 4. その他

①国民年金法その他の各種年金法や、労働者災害補償保険法その他の各種労災保険法などの社会保険制度関連法、②自動車損害賠償保障法、③生活保護法、④障害者の雇用促進等に関する法律、⑤所得税法、⑥原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、⑦医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法、などの各種法令に、各法律に相応する障害とその程度の等級が規定されている。しかし概ね、視・聴覚障害が各個別に規定されているに過ぎず、盲ろうが固有に規定されている訳ではない。

このように、我が国の現行法においては、視覚障害と聴覚障害がそれぞれ別個に規定され、盲ろう者としての統一的な規定はない。これは盲ろうが、固有の障害と認識されず、福祉施策の対象者として捉えられてこなかったことを意味している。すなわち、盲ろうは、視覚障害と聴覚障害が単に重複しているに過ぎないと考えら

れ、独自の困難を持ち、特別の福祉サービスの提供を必要とする人々であると認識されてこなかったのである。



## 第2節 盲ろう者に関連する福祉施策

ここでは、障害者に対する施策の中で、盲ろう者に関連すると思われる施策を中心に述べる。

### 1. 身体障害者手帳の交付

身体障害者福祉法に定める障害の範囲にある身体障害者には、身体障害者手帳が交付され、補装具、更生医療の給付、施設入所等身体障害者福祉法上の各種の援助を受ける場合の証票として用いられている。この他にも、税の減免、鉄道運賃割引等各種の制度を利用するためにも活用されている。

#### 1) 交付対象者

身体障害者福祉法別表に該当する障害のある者(18歳未満の者も含む)

#### 2) 交付申請手続き

① 都道府県知事の指定する医師の診断書及び意見書を添付して

② 福祉事務所長を経由して知事に申請する。ただし、福祉事務所を設置しない町村の居住者は、町村長及び福祉事務所長を経由して知事(指定都市市長)に申請する。

③ 15歳未満の者については、保護者が代わって申請する。

#### 3) 障害等級

身体障害者手帳の交付に当たっては、障害等級を判定し、手帳に記載する。

### 2. 在宅身体障害者のための施策

#### (1) 「障害者の明るいくらし」促進事業

##### 1) 目的

ノーマライゼーション(障害のある人も家庭や地域で通常の生活ができるようにする社会づくり)の理念の実現に向けて、さまざまな障害のある人が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるよう、また、コミュニケーション、文化・スポーツ活動等自己表現、自己実現、社会参加を通じて生活の質的向上が図れるよう、必要な社会参加促進施策を総合的かつ効果的に実施し、障害者に対する国民の理解を深め、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進することを目的とする。

##### 2) 実施主体

都道府県及び指定都市(事業の一部を都道府県障害者社会参加推進センター、障害者福祉団体等に委託することができる。)

##### 3) 事業内容(特に盲ろう者に関連すると思われる事業のみ抜粋)

(I)本事業の中の「Ⅱ 選択事業」の【共通分野】において、次の事業は、一部の盲ろう者には利用可能である。

〔1 情報支援〕

①点字広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障害者のために、点訳、音訳その他障害者にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、障害者が地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的に障害者に提供する事業

②点字による即時情報ネットワーク事業

社会福祉法人日本盲人会連合が提供する毎日の新しい新聞情報等を、地方点字図書館等がインターネットを利用して受け取り、希望する地域の視覚障害者(重複障害者を含む。)に点字物等として提供する事業

③紙上交流事業

日頃交流の機会の少ない障害者同士が、自分の暮らしの様子や活動の紹介、様々な意見等を、交流誌に発表し紙上での交流を図ることにより、障害者の主体的な交流を支援する事業

④社会資源活用情報等提供事業

障害者が地域社会で生活するために必要な社会資源及び各種保健福祉サービス等の情報を小冊子にまとめ、希望する障害者等に提供する事業

〔2 生活訓練〕

①生活訓練事業

障害者等に対して、日常生活上必要な訓練・指導を行う事業で、講習会等の方法により、概ね次のような内容の事業を行う。

ア 歩行訓練

イ 身辺・家事管理

ウ 福祉機器の活用方法

エ 社会資源の活用方法

オ コミュニケーションに関すること(手話、点字、ワープロ、パソコン等)

カ 家庭生活に関すること(生活設計、家族関係、育児等)

キ 社会生活及び職業生活に関すること

ク その他社会生活上必要なこと

この事業の中には、通訳・介助者による通訳・介助の確保等を行うことにより、盲ろう者にも利用可能なものもあると思われる。

②家族教室等開催事業

障害者の家族等を対象として障害者の自立や社会復帰等を促進するため、家族教室等を開催する事業

## 〔3 スポーツ振興等地域交流支援〕

以下の事業の中にも、通訳・介助者による通訳・介助の確保等を行うことにより、盲ろう者に利用可能なものもある。

## ①レクリエーション教室開催事業

戸外活動や障害者同士の交流の機会が少ない障害者の自立意欲を助長するため、各種レクリエーション教室を開催する事業

具体的事例としては

ア ハイキング、キャンプ、海水浴、オリエンテーリング等の屋外活動

イ 音楽教室、絵画教室、陶芸教室、映写会等の室内活動

## ②文化・芸術活動振興事業

障害者の文化・芸術活動を振興するため、障害者の作品展や音楽会など文化・芸術活動の発表の場を設けるとともに、障害者の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う事業

## 〔4 啓発広報〕

障害の正しい理解と障害者に対する偏見、差別を是正するため、普及啓発活動を行う事業。この事業は、未だ一般に認知されていない盲ろう者のためには、必要度のより高いものである。

ア 啓発ポスター、パンフレット、リーフレット等の発行

イ 講習会、講演会、学習会等の開催

次に、【障害別分野】事業として、以下のものがある。

## 〔5 身体障害者支援〕

以下に挙げた事業は一般に、単一の視覚障害者と聴覚障害者を前提にしているが、盲ろう者でも軽度の盲難聴者、弱視ろう者、弱視難聴者や、点字の読める盲ろう者であれば、利用できる事業もある。

## (1)奉仕員等養成・派遣事業

## ①点訳奉仕員、朗読奉仕員養成事業

点訳又は朗読に必要な技術等の指導を行って、これらに従事する点訳奉仕員又は朗読奉仕員を養成する事業

点訳奉仕員の協力内容として、「点字図書を増冊及び普及に協力する。また、市町村等からの依頼により点字による相談文書の翻訳や回答文書の作成、広報活動等に協力する」とあることから、盲ろう者独自に入手できる文字情報としての点字の有用性から、特に重要である。

## ②要約筆記奉仕員養成事業

聴覚障害、聴覚障害者、とりわけ中途失聴・難聴者の生活及び関連する福祉制度等についての理解ができ、要約筆記を行うに必要な知識及び技術を習得した

### 要約筆記奉仕員を養成する事業

要約筆記奉仕員の協力内容として、「市町村等からの依頼により、中途失聴・難聴者等の意思伝達を仲介するとともに、大会等の場において、講演内容等を頭上投影機(OHP)などを使用して要約筆記するほか、広報活動等に協力する」とあることから、(中途からの)弱視ろう者・弱視難聴者等にも関連する事業である。

### ③要約筆記奉仕員派遣事業

聴覚障害者等(音声又は言語機能障害者を含む。以下同じ。)のコミュニケーションの円滑化に資するため、要約筆記奉仕員を派遣する事業

派遣対象者は、適当な意思伝達の仲介者が得られない聴覚障害者等で、実施主体が必要と認めた者であり、聴覚障害者等には、弱視ろう者・弱視難聴者も含まれると思われる(以下同じ)。

### ④手話奉仕員養成事業

聴覚障害、聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度等についての理解ができ、手話で日常会話を行うに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業

### ⑤手話通訳者養成事業

身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した、手話通訳者を養成する事業

### ⑥手話奉仕員派遣事業

手話を用いて、聴覚障害者等の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援と、聴覚障害者等との交流活動を促進するため、聴覚障害者等の申し出により登録された手話奉仕員を派遣する事業

### ⑦手話通訳者派遣事業

手話を用いて、コミュニケーションの円滑化を支援するため、聴覚障害者等の申し出により登録された手話通訳者を派遣する事業

## (2)手話通訳設置事業

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳を行う者を都道府県本庁及び福祉事務所等の公的機関に設置する事業

## (3)外出介護員(ガイドヘルパー)ネットワーク事業

重度の視覚障害者等が、都道府県・指定都市間を移動する場合に、その目的地において必要となる外出介護員を確保するためのネットワークを整備する事業  
利用上の要件は

ア 社会生活上必要な外出をするときに、目的地において適当な付き添いが得られない場合。

イ 外出介護員に支払う手当、交通費等の経費は、利用者が負担。

この事業は、軽度の盲難聴者などには利用可能と思われる。

(Ⅱ)盲ろう者を対象とした事業は、この「障害者の明るいくらし」促進事業の中の「Ⅲ 特別事業」にある。また、この特別事業の中の聴覚障害者関連事業は、弱視ろう者、弱視難聴者も対象となる。

①盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成事業

「盲ろう者通訳・ガイドヘルパー指導者研修会」(国立身体障害者リハビリテーションセンター学院主催)や「盲ろう者向け通訳者養成研修会」(社会福祉法人全国盲ろう者協会主催)の研修会を修了した者を活用して、盲ろう者の自立と社会参加を図るため、訪問介護員(ホームヘルパー)、身体障害者更生施設職員等を対象に盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの養成・研修を行う事業

②手話通訳者特別研修事業

手話通訳者として活動している者を対象に、より高度な通訳技術の習得を目的として研修を行う事業

③手話通訳者派遣ネットワーク事業

手話通訳を必要とする障害者が、都道府県・指定都市間を移動する場合に、その目的地において必要となる手話通訳者を確保するためのネットワークを整備・維持する事業

利用上の要件は

ア 社会生活上必要な外出をするときに、目的地において適当な手話通訳者が得られない場合。

イ 手話通訳者に支払う手当、交通費等の経費は、利用者が負担。

この事業は、弱視ろう(難聴)者など手話を解し得る盲ろう者に利用可能と思われる。

**(2)「障害者生活訓練・コミュニケーション支援等事業」**

平成12年度より、「障害者が地域で自立した生活を送る上で、生活訓練、コミュニケーション手段の確保及び移動を支援することは極めて重要であることから、「障害者の明るいくらし」促進事業において現に行われているメニュー事業のうち、生活訓練事業、…点字による即時情報ネットワーク事業、奉仕員等養成・派遣事業、手話通訳設置事業…を「障害者生活訓練・コミュニケーション支援等事業」として新たに位置付け、より一層の推進を図ることとした」(注1)。

この事業の中で、盲ろう者に対する施策として、新たに通訳・介助員の派遣等を試

行的に行う「盲ろう者向け通訳・介助員派遣試行事業」が実施される。

#### 1) 実施主体

都道府県及び指定都市(ただし、事業の一部を障害者福祉団体等に委託することができる)において試行的に実施。

#### 2) 実施内容

重度盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する事業を試行的に行う事業  
派遣対象者は、実施主体が必要と認めた重度盲ろう者。

なお、本事業は、社会福祉法人全国盲ろう者協会が社会福祉・医療事業団の長寿社会福祉基金により行う「盲ろう者在宅福祉推進事業」の対象者と重複しない形で実施される。

### 3. 重度障害者等のための施策

#### (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

在宅の重度障害者に対し、その重度の障害ゆえに生ずる特別の負担の一助として手当を支給することにより重度障害者の福祉の向上を図ることを目的に、盲ろう者にも特別障害者手当が支給されている。

#### 1) 実施主体

都道府県・市及び福祉事務所を設置する町村

#### 2) 内容

##### ① 特別障害者手当

##### ア 対象

20歳以上であつて、政令で定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とするような在宅の重度の障害者で都道府県知事・市長及び福祉事務所を管理する町村長の認定を受けた者

##### イ 障害の程度

- a 身体機能の障害等が別表第二各号の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一に該当するもの
- b 前号に定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する場合(別表第二各号の一に該当する身体機能の障害等があるときに限る。)における障害の状態であつて、これにより日常生活において必要とされる介護の程度が前号に定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの
- c 身体機能の障害等が別表第一各号(第十号を除く。)の一に該当し、かつ、

当該身体機能の障害等が前号と同程度以上と認められる程度のもの

別表第一（第一条関係）

- 一 両眼の視力の和が0.02以下のもの
- 二 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも  
もの・・・以下中略・・・
- 十 身体機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

別表第二（第一条関係）

- 一 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 二 両耳の聴力レベルが100dB以上のもの

ウ 支給要件

次のいずれかに該当する場合は支給されない。

- a 身体障害者福祉法に規定する身体障害者療護施設その他これに類する施設で厚生省令で定めるものに収容されているとき。
- b 病院又は診療所(前号に規定する施設を除く。)に継続して三月を超えて収容されるに至つたとき。

②福祉手当(経過措置分)

改正法施行の際、20歳以上の従来福祉手当受給資格者であつて、特別障害者手当等又は障害基礎年金の支給を受けることができない者については、引き続き支給要件に該当する間に限つて従来通り福祉手当を支給する。

**(2) 身体障害者ホームヘルプサービス事業**

日常生活を営む上で支障のある身体障害者に対し、適切な家事、介護等日常生活の世話及び外出時の付き添いを行うことにより身体障害者の生活の安定に寄与する等その援護をはかることを目的とする。

1)実施主体

市町村(市町村社会福祉協議会等に業務委託することができる)。

2)派遣対象

①家事・介護等

重度の身体上の障害等のため、日常生活を営むのに支障がある身体障害者であつて、入浴等の介護、家事等の便宜を必要とする者

②外出時の付き添い

重度の視覚障害者等で、市町村、福祉事務所等公的機関、医療機関に赴く等社会生活上外出が必要不可欠なとき及び社会参加促進の観点から実施主体が特

に認める外出をするときにおいて、適当な付き添いを必要とする場合。

③ 処遇内容

ア 家事・介護

入浴、排泄、食事等の介護、被服の洗濯・補修、住居等の掃除・整理整頓、生活必需品の買い物、通院介助、その他必要な用務

イ 相談・助言指導

各種援護制度の適用、生活・身上等に関する相談・助言指導等

ウ 外出時の付き添い

家事・介護に関する業務の一環として行われる外出時の付き添いを除く。

**(3) 補装具給付事業**

補装具は、身体障害者の職業その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として給付される。

1) 実施主体

市町村(特別区を含む)(福祉事務所に委託可能)

2) 交付、修理を業者に委託して行う場合(国及び都道府県又は他の市町村が設置する補装具製作施設に委託する場合を含む。)の事務処理

① 給付の判定

ア 市町村長は、身体障害者から補装具交付・修理申請書の提出を受けた場合において、その申請が眼鏡(色めがね、矯正眼鏡、コンタクトレンズを除く。)、補聴器の新規交付に係るものであるときには、この交付の要否及び処方について更生相談所の長の判定を求める。これらの種目については、再交付又は修理に際しても、特に医学的判定を要しないと認められる場合を除き、同様とする。

なお、盲人安全つえ、色めがね、点字器の交付及び修理に際しては、更生相談所の長の判定を要しないものであり、また、義眼、矯正眼鏡、コンタクトレンズの交付及び修理に際しては、補装具交付・修理申請書等で判定できる場合には、更生相談所の長の判定を要しない。

イ 更生相談所の長は、新規申請者にかかる判定を行うときは、できる限り切断その他の医療措置を行った医師と緊密な連絡を取り判定に慎重を期する。

なお、眼鏡、補聴器については、補装具交付・修理申請書等により更生相談所の長が判定ができる場合は、これにより判定しても差し支えない。

ウ 更生相談所の長は、補装具の給付判定を行うに当たつて、更生相談所に専任の医師又は適切な検査設備の置かれていないときは、法 15 条 1 項に基づく指定医又は法 19 条の二第 1 項に基づく更生医療指定医療機関において当該医療を主として担当する医師の中から関係医学会等の意見に基づいて選定した専門



医に医学的判定を委嘱する。

### ②給付の決定等

市町村長は、更生相談所の長の判定に基づいて、又は医学的判定を要しないものについて検討した結果、補装具の給付を決定したときは、速やかに補装具交付・修理券を交付する。

また、その申請を却下することを決定したときは、速やかに却下決定通知書を発行し、申請者に通知する。

### ③適合判定

ア 更生相談所の長の判定に基づいて製作又は修理された補装具を給付するに際しては、①に準じて更生相談所の長による適合判定を受けなければならない。

イ 適合判定を行う際は、補装具の給付を受ける者、医師、補装具製作技術者、補装具給付事務に従事する市町村職員（以下「補装具担当職員」という。）及び身体障害者福祉司等の関係者の立会いのもとに実施することが望ましい。

ウ 当該補装具が申請書の使用目的に真に適合しているかどうかを判定する。

エ 適合判定の結果、当該補装具が申請者に適しないと認められた場合は、製作業者に対し不備な箇所を指摘し改善させた後給付する。

オ 生理的又は病理的变化により生じた不適合、申請者本人の過失による破損、取扱不良のために生じた不適合等を除き、給付後三か月以内に生じた破損、不適合は、製作業者の責任において改善させる。

### ⑤装着訓練及び実施観察

ア 市町村長は、更生相談所の長と連絡して、随時、装着訓練に必要な計画を立て実施する。

イ 装着訓練に際しては、補装具の装着について熟達した者をモデルとして専門医の指導のもとに実施指導を行うことが効果的であるので、実施に当たっては留意する。

ウ 市町村長は、給付した補装具について常に補装具担当職員、身体障害者福祉司等にその装用状況を観察させ、装着訓練を必要とする者を発見した場合は、速やかに適切な訓練を施すよう留意する。

### ⑥一括交付の取扱いについて

市町村長は、補聴器用電池は補装具修理券をもって、一括交付することができる。この場合、法38条による費用徴収に係る負担能力の認定は、補装具交付券又は補装具修理券一枚に記載された数量に相当する費用額について行う。

### 3)市町村が自ら行う場合の事務処理

#### ①市町村が自ら設置する補装具製作施設で製作又は修理を行う場合

## ア 更生相談所の長が行う処方又は適合判定等

更生相談所の長が行う給付のための判定、適合判定、装着訓練等については、2の業者に委託して行う場合に準ずる。

## イ 給付の決定等

市町村長は、補装具の給付を決定したときは、速やかに補装具決定通知書を発行し申請者に通知する。

なお、補装具決定通知書に代えて補装具交付・修理券を交付することができる。

また、その申請を却下することを決定したときは、速やかに却下決定通知書を発行し、申請者に通知する。

## ②市町村が補装具を購入して給付する場合

ア 購入して給付することが適当であるものについては、給付及び修理に当たり、更生相談所の長の判定を要しない。また、業者に委託する必要はない。

## イ 給付の決定等

市町村長は、補装具の給付を決定したときは給付の日時を指定して、その旨を速やかに申請者に通知する。

また、その申請を却下することを決定したときは、その旨を速やかに申請者に通知する。

ウ 補聴器用電池を一括交付する場合は、(2)の②に準じて行う。

## 4) 費用の徴収

市町村長は、法 38 条 3 項又は 4 項の規定により、当該身体障害者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じた費用を徴収する場合は、補装具給付後一か月以内に納入告知書を発行して徴収する。

**(4) 重度身体障害者日常生活用具給付等事業**

在宅の重度身体障害者に対し、日常生活の便宜を図るため、身体障害者の浴槽、便器等の日常生活用具の給付または貸与を行う。

視覚障害者用ワードプロセッサを点字図書館及び身体障害者福祉センターに設置し、共同利用を行う。

18 歳未満の者については児童福祉法 21 条の 10 で規定。

## 1) 実施主体

市町村(特別区を含む)。

## 2) 費用徴収

- ①給付:補装具の例により費用の徴収がある。直接業者に払い込む。
  - ②貸与:無償
  - ③共同利用:利用に要する実費は負担
- 3) 日常生活用具の種目及び性能
- ①視覚障害者用
 

盲人用テープレコーダー、盲人用時計、盲人用タイムスイッチ、盲人用カナタイプライター、点字タイプライター、盲人用電卓、電磁調理器、盲人用体温計(音声式)、盲人用秤、点字図書、盲人用体重計、視覚障害者用拡大読書器、歩行時間延長信号機用小型送信機

以上の外、視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者であって、必要と認められる者(要するに重度盲ろう者)に対し、コンピュータ用の点字ディスプレイが加えられた。
  - ②聴覚障害者用
 

聴覚障害者用の屋内信号装置、通信装置、文字放送デコーダー、福祉電話(貸与)、ファックス(貸与)
  - ③共通(身体障害者福祉法による等級2級以上のもの)
 

火災警報機、自動消火器、緊急通報装置(一人暮らしの重度身体障害者)

#### (5) 身体障害者短期入所事業(ショートステイ事業)

重度身体障害者を介護している家族等が、疾病等の理由等により居宅における介護が出来ない場合に、重度身体障害者を一時的に身体障害者更生援護施設へ保護する。

##### 1) 実施主体

市町村(事業の一部を社会福祉法人等に委託することができる)

##### 2) 対象者

在宅の重度身体障害者(訓練的理由による場合は、家族等介護者を含む)

##### 3) 実施施設

あらかじめ市町村長が指定した身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設

##### 4) 保護の要件

家族等の社会的理由、私的理由により一時的に保護する必要があると市町村長が認めた場合、及び重度身体障害者に対し機能訓練等を、介護を行う者に対しては介護技術等を習得させることにより、在宅介護の質の向上に資すると市町村長が認めた場合。

##### ①社会的理由

疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、失踪、出張、転勤、看護、  
学校等の公的行事への参加。

②私的理由

③訓練的理由

対象となる障害者を入所させ日常生活動作訓練及び介護の受け方等を指導すると同時に、介護を行う者に対しても宿泊を含む介護実習を行う。